

平成20年12月11日（木）

**日程第22 議案第11号 橋本市特別用途地区建築条例の制定について**

○議長（中上良隆君）日程第22 議案第11号 橋本市特別用途地区建築条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）特別工業地区の建築制限対象となる建築物の種類ということで、議案書の65ページに別表第3条関係というのがあるわけですが、もともとこういった建物をするという趣旨というのは理解できるわけなんです、ここで住宅とか共同住宅、こういったものも制限の対象とされています。この点について、例えば企業誘致等で進出してきた工場とかそういうものに対して、従業員のための寄宿舎ですとか寮とか、そういった共同住宅、これらも建設を制限するというふうに読み取れるんですけども、そのあたりはどうなのでしょう。工場に付属して従業員のためのそういった住宅という建設も制限の対象となるのかどうかお尋ねします。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）まず、今回の建築条例等を説明させていただきます。

規制する内容につきましては、工業へ依存化を図るため、住宅や風俗施設、畜舎等の工業以外の立地規制を行います。企業誘致の計画に合わせて、製造業、物流業等の特定業種の集積化のため、それ以外の工場規制を行います。また、周辺の安全性の確保、一定の環境保全のために火薬類や危険物等を製造する工場、肥料やアスファルト、アスベストを含有する製品等を製造する工場の立地規制を行

います。そういったものでございます。

なお、共同住宅、寄宿舎または下宿というのは、一応こういうところにはだめですよという制限を行います。

○議長（中上良隆君）理事。

○理事（塚本 基君）用途関係につきましては、先ほど建設部長がご答弁させていただいたとおりなんですけれども、要は準工業から工業へ移行して、工業の中で建設できるものを本市として特別に制限を加えるというふうな内容なんですけれども、誘致した企業が安心して住宅周りに張りついて後で苦情やら何やらでもめないという中身も加味された形での住宅の排除という形をとらせていただいております。

その企業による寄宿舎につきましては、URの住居系のセンターゾーンにございますので、寄宿舎が必要であればそこらへ行っていただくということで、今回提出させていただいています北工区、Nゾーンですけれども、その部分につきましては、安心して企業が操業していただくために特別に工業用途から特別用途を設けて制限を加えたということでございます。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）今の説明でだいたいわかるんですけども、今Nゾーンですとか、ここに指定しますよということではなくて、こういう条例の提案がされているんだと思うので、ですからNゾーンに限った話ではないですよ。ここで用途地域、特別に工業からさらに規制を加えるということで特別工業地区というのを本市において条例として制定した場合、これが他の地域においても指定できるようになるわけですよ。そういったこともあわせ

て、飲食系とかは特に制限なかったかな。マージャン、パチンコは、一つ心配するのは、企業誘致で工業団地ということで、先ほど理事がおっしゃっていた付近住民からのクレームとかが来ないように住宅は排除しようというのはわかるんですけども、全体のまちづくりとして、要するに無味乾燥な工場だけの、暗いといったら語弊がありますね、何か人の生活感のないようなまちができてしまわないのかなという心配は多少持っております。ですから、特別工業地区のこの条例ができた場合、指定の仕方について周辺の用途地域との配慮とか、そういったことで今後この指定にあたってどのような考え方をお持ちなのか、教えてください。

○議長（中上良隆君）理事。

○理事（塚本 基君）言葉足らずで大変申しわけございません。これにつきましては、工業系の準工業、工業という用途があるんですけども、工業地域に指定したところに対してこれをかけていくというようなことで、今瀧議員が言われるとおりかなと思います。私、ちょっと先走って言って悪かったんですけども、現在のところ、URの再生機構の北部分というふうなことです。

土地利用計画をする上におきまして、工場立地法からしても緑地帯を何%設けなさいとか、本市の企業誘致に対する土地利用計画につきましても、見ていただいたらわかるとおり、付近住民との境につきましては緑地部分が非常に多くございます。そこら辺で、景観にそぐわないということに配慮された土地利用計画をもって、その中で工場立地法等による何%かの緑地部分を設けなさいと。数字的には今ちょっと覚えていないんですけども、その規制もございますので、そこら辺で建物が接近した中で工場群が並ぶというふうなことにはならないと思っております。

長くなって悪いんですけども、我々企業誘致させていただいて、大阪南部、羽曳野、大阪中部等々へ行かせていただくんですけども、来ていただく企業につきましては、もともと工場が先あって、その周りに住宅が張りついたらと。それによって24時間操業なり、16時間操業するについていろいろとクレームがあるので、そこら辺から逃げたいといったら語弊がありますが、そこら辺の企業、それから隣の土地へ拡張できないというような企業が来ていただいたという経過もございまして、URの土地に限らず、橋本市で企業誘致して来ていただくにつきましては、安心して操業していただけるという状態づくりが必要かなというふうなことで、今回ご提案させていただいているものでございます。

どうぞよろしくお願いします。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第11号については、経済建設委員会に付託いたします。

---

#### 日程第23 議案第12号 橋本市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（中上良隆君）日程第23 議案第12号 橋本市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）お尋ねをいたします。

現在農業委員が34名おられるわけですが、これを13名削減して21名にするという条例な

んですが、私が気になるのは、今日の農業問題、とりわけ自給率が40%を切る、こうした現状にある中で、やはり橋本市でも農業を活性化していくと。これはもう本当に大きなテーマであるというふうに思うんです。

そこで、農業委員会の果たす役割というのは極めて大きいと思うんです。現在の農業委員のやられているお仕事というのは、概ね理解できているんですけれども、そうした橋本市の農業を活性化していく上で特徴的な取り組みがあれば紹介していただきたいのと、13名を削減してでもこのような大きな問題を打開していけるのか、この2点お伺いします。

○議長（中上良隆君）経済部長。

○経済部長（山本重男君）お答えさせていただきます。

まず、第1点目の特徴的な取り組みでございますが、農業委員会の主な仕事と申しますのは、農地法によります2条、3条、4条、5条、20条というふうな農地の移動の仕事がございます。それから、農地の農政の方を担当しております。それから、農地銀行等いくつもあるわけでございますが、特徴的な取り組みと申しますのは、今現在農業委員会では来年度に向けまして耕作放棄地が多くなっている中で、その取り組みをしていこうというふうな計画を持っております。これは確かに13名の委員が減るわけでございますが、その中でもやっていけるということで集中的に取り組んでいきたいと考えております。

それから、次の点につきましてですけれども、委員を削減しても問題ないのかということでございますが、委員を削減いたしましても、地域の農地に責任を持ちまして、遊休農地の利用とか農地の所有者からのあっせん等の希望の調整が行えるものと考えております。また、担当地区での活動分野も明確にいたしまして、委員一人ひとりが農業や農業者、

農村の現場の抱える課題解決のかけ橋を担うという必要があると思います。そのためにも、委員と事務局が一体となって事業を進めていきたいと考えております。

ということで、21人になってでも農政、農地法による事務処理はこなしていけると考えております。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）わかりました。ぜひ要望としては、先進的などいいますか、活性化された農業等々を市内に持ち込んでいただくというか、そうした点でも農業委員に大きな役割を果たしていただきたいということを要望します。

以上です。

○議長（中上良隆君）19番 中本君。

○19番（中本正人君）関連ですけれども、委員の削減等については私も大いに結構かと思うんですけれども、削減に対して報酬金額、削減人数に対していくらになるのか。

それと、この委員会の中で、削減はいいんですけれども、報酬金額の削減という話は出なかったんですか。その2点だけお願いします。

○議長（中上良隆君）経済部長。

○経済部長（山本重男君）お答えいたします。

現在、定数は34名でございます。ただ、欠員が1名ございますので、33人で活動しております。19年度でございますが、総額約732万円でございます。20年度でございますが、34人から、1名欠けておりますが、21名になった場合でございますが、済みません、さっき732万円と申しましたが訂正させていただきます。20年度は965万円です。それで、21人に削減した場合は732万円となりますので、233万円の減額というふうになります。それから、22年度で申しますと、同じく34人で計算しております。965万円が615万4,000円、349

万6,000円の減額というようになってまいります。

それからもう1点でございますが、報酬の削減ということにつきましては、定数を21ということとしておりますので、報酬の削減までは議題には上がっておりません。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第12号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第12号 橋本市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第24 議案第13号 橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（中上良隆君）日程第24 議案第13号

橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第13号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第13号 橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第25 議案第14号 橋本市下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（中上良隆君）日程第25 議案第14号 橋本市下水道条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）下水道料金を統一するという条例なんですけれども、公共下水道の供用開始の前に料金を設定したときに、橋本市だけ1㎡当たり115円と、ほかの3町よりも安く設定したのは、北部の団地の下水の処理場との整合性であるという説明がたしかあったと思うんです。今回、合併をして一つになったわけですから、料金を統一するということはわかるんですけれども、統一の仕方が、統一するにしても安い方に合わせるのか、真ん中にするのか、高い方にするのかとか、いろいろな方法があると思うんですが、今回結局高い方に合わせられるということで、なぜこういう選択になったのかということと、流域下水道に支払う料金、それがたしか1㎡当たり97円だったのではないかなと思うんですけれども、その料金が上がったときにはまた改定もあり得ると、そういう話もあったと思うんですけれども、流域下水道へ支払う料金が今後どうなると予想されているのか、2点お尋ねします。

○議長（中上良隆君）上下水道部長。

○上下水道部長（上田敬二君）阪本議員がおっしゃるとおり、旧橋本市域の下水道料金は紀ノ川流域下水道に参加する橋本市周辺の自治体につきましては1㎡当たりの使用料が130円です。それで、旧橋本市域については115円になっております。これにつきましては、先ほど阪本議員がおっしゃるとおり、橋本市においては先行して大規模住宅開発がされておりまして、各住宅団地におきましては集合処理方式、コミュニティプラントで下水が整備、供用されて、既に使用料は徴収されていたという経緯がございます。それは概ね、各団地によって違うんですけれども、月平均の使用料が4,000円程度、1㎡当たりに逆算しま

したら115円程度になるということで、将来公共下水道が再整備された時点で、接続が容易に運ぶようにという配慮がなされて、他の自治体に比べて低い金額に設定された、そういう経緯がございます。

現状においては、城山台はじめ三石台、小峰台、城山台の橋谷大橋のたもとにありました処理場に公共下水道が接続しまして、幾つかの団地については公共下水道の接続が順調に進んでいるという現状がございます。

それと、その後市町の合併によりまして、同一地域に二つの使用料が存在する変則的な運営についてどうするかという合併協議がなされました。合併協議の場においては、新料金を設定し統一する。ただし、平成21年3月までは現行のとおりとし、それまでの間に紀ノ川流域下水道伊都処理区維持管理負担金、先ほどおっしゃった97円というのがこれなんですけれども、見直しがあった場合は速やかに新料金を制定し統一すると調整された経緯がございます。そういうような経緯がありまして、合併協議の期限が本年度中であると、それもあったんですけれども、下水道の運営内容を見ましたら、約半分が一般会計からの繰り入れに頼っているような財政状況でございます。

それと、97円の改定というのは既に合併協議の場に出ていてこういう調整内容になっていると思うんですけれども、現在紀ノ川流域下水道伊都処理区においては、新しい経営計画を策定するように過日から作業にかかっております。その経営計画を見た上で97円を改定するのかどうかという判断が下される見込みで、今のところ全くいくらになるという見通しはございません。

そういうような状況がありますので、新しい料金も全くどちらにも、130円、115円以外の料金ということも考えたんですけれども、

当面そういう経営計画の話も出ておりますし、将来の見通しが不明確ということと、多額の繰入金に頼っている財政状況からいえば、とりあえず今回は、高い方になるんですけども、統一させていただきたいということで提案させていただいております。

以上です。

○議長（中上良隆君）11番 岩田君。

○11番（岩田弘彦君）この下水道、合併協議会のときには副市長もいらっしゃったと思いますが、まず県の流域の値上げをどうにかならないかという話もあったと思うんです。というのは、これも聞きたいんですが、河内長野市と五條市の下水道の料金をまず1点調べていると思うので、教えてください。

それと、現状結果としたら料金を上げるという形になりますので、下水道の接続を促進するために抑えていたというのが現実だと思います。下水道の接続状況がこれから頑張らんらん状況にあると私は判断しているんですか、その時点で値段を上げるということによる弊害については考えなかったのかという点、もう1点は一番最初に言わせてもらった県に対して流域の値上げをさせないような努力はされたのか、3点よろしくお願いします。

○議長（中上良隆君）上下水道部長。

○上下水道部長（上田敬二君）まず河内長野市、五條市の料金ですけども、1㎡当たりの料金は資料を持っておりません。ただ、10㎡当たり、五條市については1,050円です。河内長野市については737円です。

それと、接続対策なんですけれども、これにつきましては接続率がいいとは言えない状況にあります。そのような状況にありますので、先ほど言いましたように多額の繰入金に頼っている状況から、一日も早く使用量を増やす必要がある。そういうような状況を作り出さなければ、次の事業展開ができないとい

うような認識を持っております。それで、これまで面整備といいまして、認可を受けた地域、押し並べて管渠を入れていったわけなんですけれども、今は各地区から手上げ方式といいまして、要望があった地域について下水道を整備する。それで接続を上げていくという方式に変えております。ただ、地元から要望があるということは、接続の意思を地域ぐるみで示されたということでもありますから、地元の区長さんはじめ役員さんに推進員になっていただくとか、事前に事業の計画をつくる前に全戸アンケート調査をとる方式に変えてきております。過日も胡麻生ニュータウン、しらさぎ台、アンケートをとったんですけども、アンケートをとることによって、その家庭が単独浄化槽なのか合併浄化槽なのか、あるいはくみ取りなのか、その状況もつぶさにわかりますし、アンケートを送ることで下水に対しての関心が非常に高まって、電話での問い合わせも非常に多いような状況です。これで、下水道の接続への関心を高めてもらって、管が玄関先に届いた時点で接続していただけると、そういう状況をまずつくり出したいなという方式に変えてきております。

それと、朝からの決算委員会でもいろいろ出ておりましたけれども、接続率というのは、まだ接続に至っていない家庭につきましては、職員が1件1件アンケート用紙を持って、それとあわせて戸別訪問をする方式に現在取り組みつつあります。

それと、流域下水道の汚水量のかなりのウェートを占めております工場排水についても、非常に接続率が悪いという状況がありますので、これについても個々の工場へ聞き取り調査にこの間から行っているような状況です。これらを含めて収益の改善に努めていって、さらにそれを糧にまだ管路が整備されていない地域についても一日も早い整備に努めてい

きたいと、そう思っております。

それと、県に対しての要望ですけれども、新しい経営計画をつくっていると言いましたけれども、かつらぎ町にあります紀ノ川終末処理センターにつきましては、非常に敷地面積も広く、建物も大きいように国道筋から見られるんですけども、建物の中身につきましては、流域下水道に参加する橋本市、かつらぎ町、九度山町、これの汚水の接続状況に応じて処理施設、ポンプも含めてですけれども、これを逐次小型のものを増設していくというような形でやっております。いきなり大きいものを使って稼働能力を落として運転しているというような状況ではなくて、その都度必要に応じて設備を増設するという形をとっておりますので、徐々にではありますけれども、投入量が増えるに従って経営が改善されつつあります。それらを含めて、当初97円以上かなり上がるのかなという予測もあったんですけども、まだ数字は出ておりませんが、幾分か抑えられるような状況で、抑えてくれるよう県に対しても強く要望しております。

○議長（中上良隆君）11番 岩田君。

○11番（岩田弘彦君）接続のご努力をされているのもよくわかりますし、計画を立てて計算すると、やはりこのぐらいいただかないと到底やっていけないというのも十分わかるんですが、私が一番心配するのは、まず県に対してもっと言ってほしいのは、私の認識が間違っていたら言ってください。間違っていないと思うんですが、奈良県なんかだったら県全体でやっているものですから、県全体のリスクヘッジができていて、郡部の方も、下水道は1km工事するのは同じ金額ですよ、どこで工事してもだいたい1kmの間に使ってくれる人がどっさりおれば楽なわけですよ。家と家の間が遠かったら必然的にどえ

らいコストがかかるということになりますので、そうなると郡部の方は都市部のもう既につながっているところでカバーできるので安くなっているんじゃないかと思います。そういうことになっているので、和歌山県としてもその辺のことを考えていくべきだと思います。

特に私が主張してほしいのは、さっきも言わせてもらいましたが、五條市と河内長野市の、引つついているのは橋本市ですよ。一番格差が大きく感じられるですよ、お隣同士で。そうなると、私が心配するのは、今後やはり人口減少型で、市長は企業誘致でどえらい頑張っているという中でも、公共料金というのは、皆さんの年収も下がってくる中で、住むか住まないかのときに影響を及ぼさないかという心配がございますので、この点については強く橋本市らしい主張を、市長を含めて県にはまずやっていただきたいというのがあるんです。できることであるのであれば、あまり隣の市と料金に格差がないように、どないか延伸しても頑張るという努力は必要だと思いますので、料金が格差あることで橋本市のまちづくりに影響があるのかないのかという点についてはどのように考えているのかというのを教えてください。

○議長（中上良隆君）上下水道部長。

○上下水道部長（上田敬二君）料金の格差があることでまちづくりに影響を与えるかということなんですけれども、基本的には安い方が接続率も上がってきますし、利用していただける家庭についてもメリットが大きいと思っております。ただ、今回旧橋本市域については115円から130円に上げさせていただくわけなんですけれども、全国的には基本料金1,300円に上がったとしても、かなり低いような状況です。全国的には1,500円から1,600円の間だと思うんですけども、それぐらいだ

と聞いております。ただ、下水道はまちづくりのパロメーターと昔から言われておりますけれども、快適な環境だけでなく、流域の河川の水質保全にもつながりますし、そういう観点から一日も早く引き続き整備を進めたいと思っておりますけれども、岩田議員が先ほどからおっしゃいましたけれども、基本的には家が密集している市街地を優先して、収益がすぐ確保できますから整備していくことにしておりますけれども、周辺部につきましては、このまま事業をやっているものかどうかについて、現在見直していこうということで市内部でも検討しております、さきの議会でも質問があったんですけれども、山間部とか家と家の距離が離れているところについては、市町村で浄化槽を設置する、そういう事業も取り入れていけないか。現在、先例市の調査とか運営方法についてもPFIを導入できないかとか、そういう調査研究を必死に行っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）1点だけ伺っておきます。スタート時に他町よりも安く設定したと。そして、それは新興団地等、城山台の処理場だけで3,000戸とかという戸数ですよ。それで、115円で、その金額に納得をしてというか、流域下水道につないだ、同意したと。今度の値上げによって、従来からの民間がやっていたのと比較して、それ以上にならないのかという点がポイントなんです、団地の住民からだまされたというような言葉が出ないのか。この点伺います。

○議長（中上良隆君）上下水道部長。

○上下水道部長（上田敬二君）城山処理区の料金を参考にして115円と決めた経緯があるんですけれども、それからいいましたら130円に上がりますので、当然その分は上がりま

す。ただ、ほかの団地、名前は言いませんけれども、ほぼ同じ金額か、逆に少し下がる団地も出てきます。そういったことで、市全体で考えているということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（中上良隆君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）今の団地の料金の話なんですけれども、城山台、小峰台、三石台の場合は比較的下水の利用率が高かったんです。どちらかといえば。まだ接続していない紀見ヶ丘が1カ月4,000円というのが汚水処理料になっていまして、もちろん今の答弁ではなくて、紀見ヶ丘の方が接続に関してどうなるのかというのがあると思うんですけれども、紀見ヶ丘の住民の方には全然聞いていないので、実際どうなっているのかはわからないんですが、最初に質問したときに4,000円からということではなかったのといえ、まだ接続していない紀見ヶ丘です、その辺の認識が違うように思うんですけれども、本当にこれから接続するにあたって、団地の住民の方の了解が得られると考えておられるのでしょうか。

○議長（中上良隆君）上下水道部長。

○上下水道部長（上田敬二君）紀見ヶ丘に隣接しております光陽台につきましては、現在の県が進めておられます371号バイパス、これの工事にあわせて本管を布設していく計画で、二十二、三年頃接続できないかということで、下水道では計画しているんですけれども、それに伴いまして、団地内につきましては、ここも集合処理方式で既に管路がいずれの団地も整備されております。それと、処理場の運営についても管理組合でされておまして、料金もそれぞれが違っていると聞いております。特に、光陽台は一つの団地で二つの処理施設があるということで、それも聞いております。具体的に、まだ中身まで私は把握していないんですけれども、過日から管理組合と接触し

まして、料金の内容とか維持管理に積み立てしている金額があるのかないのか、それが今度本管が団地の前まで来ましたときにつなげる費用に充てられるのかどうか、今後それらについて、管理組合と話をしていくようにこの間から話をさせてもらいに行っております。ただ、接続にあたって一番問題になるのは、団地内で同じ処理場を使っているわけですから全員の同意が必要となると。全員の同意が得られるのには料金が非常に高くなれば難しいだろうなということも十分配慮しておりますので、概ねそうは、高くなる団地もあるのかと思いますけれども、今よりもかなり高くなるというような状況ではないという判断で、今交渉しようとしております。そう開きはないというふうな認識を持っております。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第14号については、経済建設委員会に付託いたします。

---

**日程第26 議案第15号 橋本市農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について**

○議長（中上良隆君）日程第26 議案第15号 橋本市農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第15号については、経済建設委員会に付託いたします。

**日程第27 議案第16号 橋本市水道事業給水条例の一部を改正する条例について**

○議長（中上良隆君）日程第27 議案第16号 橋本市水道事業給水条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）まず、いわゆる水道料金を改正するというので、家庭用では高野口の方が安いんですが、これを橋本市の料金に合わせると。事業所関係では橋本に合わせましたか、安い方に合わせると。高い方に合わせたり安い方に合わせたりしているんですが、その辺の根拠について伺います。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君の答弁を保留して、1時まで休憩いたします。

（午前11時50分 休憩）

（午後1時1分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

3番 富岡君への答弁を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（上田敬二君）今回の水道料金の改定ですけれども、これは合併協議に基づき、本年度末までに新料金を統一する、そういうことに基づいて料金を改定しておりますけれども、目的の一番大きなものにつきましては、きのうも説明させていただきましたけれども、新しい水道事業の展開を考えております。簡易水道の統合あるいは給水区域の拡張に伴う拡張事業、あるいは新たな上水設備を設置する基盤強化事業ですとか、災害時の耐震化事業など、99億8,600万円の事業を念頭にしながら新しい料金を設定したものでご

ございます。

ちなみに、新しい料金を設定するにあたりまして、橋本市の水道料金に合わず、あるいは高野口の水道料金に合わず、全く新しい料金体系をつくっていく、これら3種類について検討を加えました。ちなみに、橋本水道に料金を統一した場合には、約2,100万円の増加となります。高野口水道に合わせた場合は約4,700万円の減収となります。料金の高い取りについても検討を加えましたけれども、高い取りをすれば約6,600万円の増加となります。

それで、今回の料金の改定につきましては、一般家庭用で13%のアップになります。それと、営業用、病院官公庁用、これは橋本市の料金体系なんですけれども、これの部類に属する事業所につきましては、軒並み料金が下がることとなります。

それと、業務用につきましては、旧橋本市、旧高野口町、基本料金の基準となります水量の単位が違います。旧橋本市が基本水量80㎡にあるのに対し、旧高野口町が20㎡です。これで橋本市の料金に統一いたしましたら、単価も違いますので72㎡を境に70㎡以下の水量をお使いの方については高くなると。70㎡以上の大口事業所については逆に料金が下がるということになります。それで80以下の方は、高野口町の事業所、高いままでいいのかということが、一番今回料金を改定する場合の課題になりまして、対象事業所について調べましたら約150事業所程度あると。これにつきましても、個々の認定水量、給水条例の第30条に、管理者が認める水量、そういう適用がありますので、これについては個々の使用実態を調査して、認定水量で行えるよう激変緩和措置をとっていきたい、そう考えております。

以上です。

○議長（中上良隆君） 3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君） 詳細な説明をいただきましてわかりました。

政治的な点で申し上げますと、今回の料金改定によって、またまた高野口の住民の負担が増加するということになるわけですが、合併をして何もいいことがないと。悪いことづくしといいますか、水道でいえば独居老人の福祉費の策として基本料金を半額にするという制度、これが廃止されたというふうな中で、かなり高野口町と橋本市、市と町の行政サービスの格差の中でかなり、数十億ですか、予算的にも投入しているんですけども、そうした何もいいことがないという、そうした批判に対してさらに料金値上げによってそういう声が起こるわけですが、こうした点についてどのように説明していくのか。政治的な判断になると思うんですが、この点で副市長、答弁を求めます。

○議長（中上良隆君） 副市長。

○副市長（清原雅代君） 反対に、私は質問する立場ではないんですけども、それでは富岡議員ご自身は何も高野口でいいことないわと思っておられるのかなと。それは決してそうは思われていないと思います。ですから、その点を十分時間をかけてでも説明していく必要があるかなというふうに考えています。以上でございます。

○議長（中上良隆君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第16号については、経済建設委員会に付託いたします。

---

日程第28 議案第17号 橋本市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について から、日程第30 議案第19号 橋本市簡易水道事業給水条例を廃止する

### 条例について までの3件

○議長（中上良隆君）日程第28 議案第17号 橋本市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について から、日程第30 議案第19号 橋本市簡易水道事業給水条例を廃止する条例について までの3件を一括議題とします。

これより、3件一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）簡易水道に市の水道をつなぐということかと思うんですけども、その場合、簡潔に聞きますけれども、今までの簡易水道の料金と今回つなぐことによって料金が上がるとすれば、そうした点で住民の同意といいますか、合意といいますか、そうした点でどんな対応をされているのか、この点を伺います。

○議長（中上良隆君）上下水道部長。

○上下水道部長（上田敬二君）簡易水道を上水道へ統合することによって今回廃止するという条例なんですけれども、健在、簡易水道事業につきましては西畑簡易水道区域、これは22戸の方が対象です。それと九重簡易水道給水区域、九重については29戸が対象になります。西畑の料金については10㎡1,575円です。上水に統合しましたら1,780円で約13%引き上げになります。九重については10㎡の基本料金が2,100円です。これが1,780円になりますので、逆に15.2%の減額になると、そういうことです。上水に統合するにつきましては、それぞれの配水池、簡易水道にありますけれども、そこへ上水の連絡管を持っていかなければならないと。そういうことで今現在ルートとか必要な設備について詳細な現地調査を実施しております。

それと、まず統合なんですけれども、これは厚生労働省の方針でもあるんですけれども、

将来的には簡易水道については上水道へ統合していきなさいという指導がございます。

それと、今回先ほどの給水条例にあるんですけれども、未給水区域につきましても上水へ統合ということで、可能な限り上水を利用してもらおうと考えております。といいますのは、簡易水道しかりなんですけれども、やはり夏場の水確保というのが、枯れてしまってなかなか確保できないと。この二つの簡易水道についてもそういう現状があります。それで、かねてから上水へ編入ということ強く要望されていたという経緯もありますので、遅まきながらいよいよこの段階にこぎつけた、そういうことでございます。

具体的な内容が決まりましたら、当然地元へ説明に参りまして、料金の額につきましても説明する予定でおります。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第17号から議案第19号までの3件については、経済建設委員会に付託いたします。